

株式会社主婦と生活社（特定事業者）
（雑誌等の出版業を営む事業者）

- 1 自社が販売する雑誌等に掲載する原稿，写真等の作成又は編集，校正等の業務を，個人である事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者に委託している。
- 2 前記1の事業者のうち，委託料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件事業者」という。）に対し，平成26年4月1日以後に供給を受けた業務の委託料について，消費税率の引上げ分を上乗せせず，同年3月31日までと同額の委託料を平成27年4月30日までに供給を受けた業務について支払った。
- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後，平成27年6月11日までに，消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件事業者との間で合意し，平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件事業者に対して支払った。

勧告の内容

- 今後，消費税の転嫁を拒むことのないよう，自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

本件事業者
（特定供給事業者 約140名）